

作成日 2024 年 1 月 24 日
(最終更新日 2024 年 1 月 24 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2023-1-980

課題名 : 食道アカラシアおよびその類縁疾患の治療における短期・長期成績に関する研究

1. 研究の対象

1987 年以後、東北大学病院総合外科 (旧第二外科、旧移植再建内視鏡外科) で食道アカラシアおよびその類縁疾患 (びまん性食道痙攣症、食道胃接合部排出遅延、ジャックハンマー食道など) の診断または治療を行った患者様です。

2. 研究期間

2024 年 3 月～2029 年 2 月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2024 年 5 月 1 日

4. 研究目的

食道アカラシアおよびその類縁疾患の治療後の短期・長期成績を、治療法別に治療前および周術期の臨床データから予測し、今後の治療に役立てることを目的としています。

5. 研究方法

治療前および周術期の患者の臨床データを治療別にそれぞれ短期・長期予後の検討を行います。短期成績の解析ではそれぞれの合併症発生と治療前因子との関連を検討します。長期成績では食道アカラシア症状の再発率や、治療前因子、治療法や周術期経過などとの関連を検討します。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

本研究においては新たな試料を用いることはなく、カルテ等の通常診療情報から得られる情報 (血液検査・画像検査・現症等) を匿名化した状態で用います。

7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

8. 研究組織

本学単独研究

9. 利益相反 (企業等との利害関係) について

使用する研究費は総合外科医局の運営交付金です。

外部との経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を「利益相反」と言います。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

当院における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：
照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：研究責任者

研究責任者：東北大学病院 総合外科 佐藤千晃
事務担当：東北大学病院 総合外科 佐藤千晃

〒980-8574

住所 宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL: 022-717-7214 FAX: 022-717-7217

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

③法令に違反することとなる場合